様式第１号別添３

安全衛生優良企業における安全衛生取組事例シート

企業名	一般社団法人かながわ土地建物保全協会

安全衛生取組事例
別紙のとおり

安全衛生取組事例

労働安全衛生への取組み

当協会では、職場における職員の安全を確保するとともに健康の増進を図るため、事業活動を通じて全職員が一丸となって様ざまな安全衛生活動を推進し、健康で働きやすい職場環境づくりに取組んでおります。

当協会は国際規格であるISO14001を認証取得しており、常に環境負荷の低減を念頭に置きつつ快適な職場環境を確保するため、事業活動を職員で組織する労働組合や衛生委員会との積極的な意見交換のもとに職員の危険防止及び健康障害の防止に係る基本的な対策や、定期的な職場巡回点検など、継続的かつ計画的に労働環境の維持改善に積極的に取組んでおります。

1　労働安全衛生方針

【基本理念】

一般社団法人かながわ土地建物保全協会は、職場における職員の安全を確保すると共に健康の増進を図るため、事業活動を通じた安全衛生への取組みを経営の最重要課題の一つとして捉え、職員の労働安全衛生に努め、全職員が一丸となって安全衛生活動に取組むことにより、健康で働きやすい職場環境づくりを実現します。

【行動指針】

職員の健康増進及び快適な職場環境を形成していくため、次の活動を自主的・積極的に取組むことにより、労働災害の防止はもとより安全で快適な職場環境を確立します。

(1)　労働災害及び疾病を予防し、安全で快適な職場環境づくりに努めます。
(2)　労働安全衛生に関連する法規制等を遵守します。
(3)　全職員に対する労働安全衛生教育を徹底します。
(4)　安全衛生活動へ積極的に取組み、全職員の意識の高揚を図ります。
(5)　具体的な労働安全目標を定め、定期的に見直します。
(6)　労働安全衛生方針は公開します。

2　職員の健康維持増進

(1)　定期健康診断

労働安全衛生法に基づく定期健康診断のほか、特定検診による生活習慣の改善が必要と認められる職員には特定保健指導を積極的に利用するよう指導しております。また、女性のための婦人科検診を取入れ、職員の健康管理に努めております。

(2)　メンタルヘルス対策

職員のメンタルヘルス対策として、メンタルヘルス不調の未然防止と必要に応じた環境改善を図り、働きやすい職場環境づくりに向けて次のとおり組織一丸となって取組んでおります。

ア　定期的なメンタルヘルス研修

メンタルヘルス全般に関する研修を定期的に実施しております。コロナ禍では社内イントラネットを利用した動画視聴による研修を取り入れております。

イ　ストレスチェック制度

職員が身体と心の健康づくりに心がけ、ストレス状態に落ち入らないよう未然予防の一環として社内イントラネットを活用した「ストレス度診断・過労度チェック」を平成２３年度から取入れ、実施しております。

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、平成２７年１２月から「ストレスチェック」と面接指導の実施等が事業者に義務付けられておりますが従前から実施している取組みを法令に基づき、より一層充実させるとともに職員のメンタルヘルス不調の未然防止と必要に応じた改善に組織全体で取組んでおります。

また、季節に応じて衛生委員が輪番制により独自の啓発ポスターを作成のうえ配付するなど、職員一人ひとりの参画による明るい職場環境づくりに努めております。

(3)　ボーリング大会の実施

福利厚生活動の一環として、職員の親睦とコミュニケーションを図ることを目的として定期的にボーリング大会を実施しております。

3　過重労働防止対策

職員の健康維持と効率的な業務遂行を実現するうえで、時間外勤務の管理を徹底するとともに次に掲げる対策を促進し、過重労働を防止することにより心身ともに健全な状態で最大限の能力が発揮できるよう取組んでおります。

(1)　ノー残業デーの実施

毎週水曜日、給料日、自己・家族の誕生日、結婚記念日、地域行事の日等をノー残業デーとして設定

(2)　連続休暇の推奨

家族とふれあう時間や自己啓発など充実した生活環境を整えるべく毎年７月から９月をワークライフバランス推進運動月間と位置付け、衛生委員が輪番制により独自の啓発ポスターを作成のうえ全職員に周知するなど、ライフサイクルに応じた連続休暇の取得を推奨しております。

(3)　仕事と子育て・介護の両立支援

育児や家族介護を必要とする職員が、仕事と両立させながら安心して働くことのできる職場環境を整備し、職場、家庭において能力を発揮し、活躍できる環境づくりに努め、組織の活性化と職員定着の促進に取組んでおります。

また、介護は介護特有の様ざまな事情があり、直面する職員に応じた課題に目を向けて、仕事と生活が調和できる労働環境を整えております。

≪「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」を認証 ≫

≪「よこはまグットバランス賞」を認証≫

(4)　リフレッシュ休暇制度

勤続 10 年、20 年、30 年毎に心と身体をリフレッシュするための連続休暇制度を取り入れております。

4　労働災害対策

当協会では、労働災害の未然防止を目的として次に掲げる対策を全職員が一丸となって取組み、明るく安全で健康的に働けるよう努めております。

(1)　職場の安全衛生への取組み

安全で健康に業務が遂行できるよう、職場の安全衛生に係るチェックリストを独自に作成し、定期的に巡回・点検し、必要に応じて改善するなど労働災害の未然防止に努めております。

平成27年度職場点検チェックリスト(本部)

点検日時　平成28年1月18日(月)　午前9時～10時30分
点検場所　[redacted]
点検者　衛生委員 [redacted] [redacted] [redacted]　事務局 [redacted]

	点　検　項　目	チェック	要改善	改善日
1	室内の温度、湿度等は適正(快適)か。目安は温度17～28℃湿度40%～70%	○		
2	室内の照明の照度は適正か。	○		
3	照明器具やブラインドの破損等はないか。	一部		
4	騒音源、振動源となる機械等は適正な場所に配置され、必要な措置がなされているか。	○		
5	換気設備は正常、効果的に稼動しているか。	○		
6	適宜な換気を行っているか。	○		
7	異臭気の発生、ほこり、ちりの充満はないか。	○		
8	分煙がきちんとされているか。	○		
9	コンセント、テーブルタップなどの電気器具は破損やほこりの堆積、過熱がないか。		○	H28.1.22
10	通路を横切る配線はカバーやテープで固定されているか。		○	H28.1.22
11	適切な防護具(安全靴、手袋、ヘルメット)が備えられているか。※該当部署のみ	○		
12	救急箱が設置しているか。またその所在が周知されているか。(7階、11階)	－		
13	適切な場所に消火器が設置されているか。	○		
14	シュレッダーの安全使用が徹底されているか。	○		
15	重要物運搬時に台車等を使用しているか。	○		

(2)　修繕工事に伴う安全管理への取組み

維持修繕業務や施設管理業務を効率よく適切に実施するため、関係法令等の改正状況や内部諸規程に関する知識の習得のほか、事故防止のための重点チェックやヒューマンエラー事例など安全管理に必要な行動意識や能力向上を目的として毎年定期的に安全管理研修を実施しております。

また、工事担当者にはポケット版「安全法令ダイジェスト」を配付し、常に携行することにより安全管理に対する高い意識を維持しつつ、日々の業務に取組んでおります。

ポケット版
安全法令
ダイジェスト

≪ 外部講師による安全管理研修 ≫

⑶　安全運転への取組み

ア　安全運転講習会の実施

職員が交通法規を遵守し常に安全運転を心がけ、交通事故防止について意識啓発を図るため、毎年定期的に安全運転講習会を実施しております。

また、当協会の社用車運行における「エコドライブ１０」を定め、環境への配慮を踏まえつつ安全運転に徹しております。

≪ 外部講師による安全運転講習 ≫

エコドライブ１０

1　**ふんわりアクセル「eスタート」**
　(1)　普段の発進より少し緩やかに発進する。
　(2)　やさしいアクセル操作に徹する。

2　**加減速の少ない運転**
　(1)　車間距離に余裕をもつ。
　(2)　むやみに加速、減速をしない。
　(3)　できるだけ速度変化の少ない安全な運転をする。

3　**早めのアクセルオフ**
　(1)　停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離してエンジンブレーキで減速する。
　(2)　減速、坂道を下るときにはエンジンブレーキを活用する。

4　**エアコンの使用を控えめに**
　(1)　気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整をおこなう。
　(2)　夏場は設定温度を下げ過ぎない。

5　**アイドリングストップ**
　(1)　無用なアイドリングをおこなわない。
　(2)　待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングをおこなわない。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

イ　こども１１０番活動の実施

当協会本部及び全てのサービスセンターを、神奈川県警察本部に「こども１１０番のいえ」として登録し、子どもや女性、高齢者を犯罪から守るボランティア活動に積極的に参加しています。

所有する全車両には「こども１１０番のくるま」のステッカーを貼付して走行することにより、地域住民の防犯意識を高め、安全で安心できる地域社会の実現を目指しています。

ウ　無事故事業所顕彰

神奈川県安全運転管理者会連合会は、毎年「事故防止コンクール」が主催されており、適正な安全運転管理のもと無事故事業所として顕彰いただいております。

⑷　協同組合主催による安全大会に参加

緊急修繕指定店により組織する「中小企業等協同組合法」に基づき設立された神奈川県住宅保全協同組合の主催により、労働災害ゼロを目指し「みんなで進めようリスクアセスメント目指そう職場の安全・安心」をスローガンに掲げ、毎年「安全大会」が開催されており、当協会職員も積極的に参加し、災害のない職場づくりに向けた意識の高揚と相互の連携強化を図っております。

≪ 神奈川県住宅保全協同組合主催安全大会 ≫

その他

(1)　各事務所にＡＥＤを完備

当協会では、職員及び来訪されるお客様の不測の事態に備え、本部及び各サービスセンター事務所にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を配備しております。

本部及びサービスセンター職員は、１１９番通報から救急隊が到着するまでの間に適切な救急措置が図れるよう、心肺蘇生法及びＡＥＤ操作方法等の実技講習を受講しております。

(2)　車載用救急セットを全車両に搭載

大規模災害や事故発生における応急措置又は提供することにより、緊急時の応急措置活動に参画するとともに広く地域社会に貢献することを目的として車載用救急箱を全車両に搭載しております。

搭載にあたっては管理マニュアルを作成し、適切に維持管理しております。

(3)　未病を治すかながわ宣言協力活動、風しん予防推進協力活動

神奈川県では「未病を治すかながわ宣言」を発表し、健康長寿日本一を目指して様ざまな活動を展開しております。

また、平成30年の風しん非常事態宣言に基づき「風しん撲滅作戦」として企業に働きかけをしていることから、当協会はこれらの活動に賛同し、神奈川県に協力法人として登録し、各事務所においてパンフレットを配架するなど、積極的な広報活動に努めております。